

いなべ市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 行動計画の位置付け

新型インフルエンザは、毎年流行している季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫（抵抗力）を持っていません。

このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的大流行（パンデミック）となり大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

このような新型インフルエンザ等の発生を阻止することや、発生の時期を正確に予測することは現在の科学技術では困難です。また、発生すると短期間でパンデミックを引き起こすおそれがあることを考えると、発生前から地域での感染（まん延）を想定した具体的な対策を進めておくことが重要です。

いなべ市新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成 25 年 4 月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づくものです。特措法では、新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象としているため、名称に「等」を加え、「いなべ市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」としました。市行動計画には、市の新型インフルエンザ等対策の基本方針や、未発生期から小康期に至る各段階の具体的な対策を示すとともに、指定地方公共機関（特措法第 2 条第 1 項第 7 号に定める機関）や特定接種、住民への予防接種、緊急事態宣言時の対応などの内容を盛り込んでいます。

2 計画の概要

（1）対策の基本的な方針

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

（2）計画案の構成

第 1 はじめに

第 2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

対策の目的及び基本的な戦略・考え方、被害想定、対策実施上の留意点など。

第 3 各段階における対策

新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、「実施体制」、「情報提供及び共有」、「予防及びまん延防止」、「市民生活及び市民経済の安定の確保」といった主要項目に沿った対策を規定。

発生段階	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の設置、継続 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の廃止
情報提供及び共有	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な情報提供 相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置 メール等による情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の充実、強化 メール等による情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の充実、強化 メール等による情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の縮小、閉鎖 情報提供の見直し
予防及びまん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人における対策の普及 特定接種、住民接種の実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 市内でのまん延防止対策 国の方針を踏まえた特定接種の実施 住民接種の実施体制の構築及び開始 	<ul style="list-style-type: none"> 市内でのまん延防止対策 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市内でのまん延防止対策 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 流行第二波に備えた住民接種の実施
市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等の要援護者の状況把握及び生活支援等の検討 物資、資材の備蓄、整備、点検 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する生活関連物資の安定供給要請 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する生活関連物資の安定供給要請 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する生活関連物資の安定供給要請 要援護者生活支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の縮小、中止